

各特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 管理者 様

先般は、福島第一・第二原発事故に伴う避難地域の施設入所者受入可能状況調査にご協力いただきありがとうございました。

おかげさまで、特養から368人、老健から157人を受入れ可能との回答をいただきました。上記避難地域の施設入所者の受入れについては、国が一元的に実施することとし、現在、避難先の振り分けを行っている聞いております。

さて、この受入れとは別に、施設同士の合意により被災者の受入れを行う場合について、下記のとおり、厚生労働省災害対策本部から事務連絡がありましたので、送付させていただきます。

なお、国事務連絡の①にある報告については、下記担当宛に、受入日時、受入人数、受入れた施設入所者の氏名、性別、従前の入所施設の所在地及び施設の名称を、受入れの翌日までに東京都あてにファクシミリで報告願います。(様式は任意)

提出先 高齢社会対策部施設支援課 加藤、天野  
電 話 03-5320-4264  
FAX 03-5388-1391

事 務 連 絡

平成23年3月17日

各都県主管部局御中

(群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、東京、山形、新潟、長野)

厚生労働省災害対策本部

入院患者、施設入所者の移送について、施設間で合意された事案についてどう取扱うのがよいかとのご質問がありました。当面、下記のように進めてください。

記

移送元及び移送先の施設間で入院患者(入所者)の移送が合意された事案については、搬送、放射線被曝のスクリーニングも含めて調整が行われている場合に限り、実施して下さい。ただし、次の点にご留意下さい。

- ①県、国に件数を報告(日報)すること。
- ②屋内待機対象者(20km~30km)を優先すること。